

三原市総合戦略審議会設置要綱

(設置)

第1条 本市の地方創生に資する施策の進め方に関し、必要な評価、検討及び審議を行うため、三原市総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の評価、検討及び審議に関すること。
- (2) 地方創生関係交付金活用事業の効果検証に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、専門的な知見を有する者のうちから市長が委嘱した委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。
- 3 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、審議会を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

- 2 審議会は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、経営企画課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(三原市まちづくり戦略検討会議設置要綱の廃止)

2 三原市まちづくり戦略検討会議設置要綱（平成25年三原市要綱第64号）は、廃止する。

(最初の会議の招集)

3 この要綱の施行後最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。